

## 近世村絵図にみる空間表現の歴史的变化

——播磨国「真広村絵図」の通時的分析——

五十嵐 勉

### 一 はじめに

近世の村落空間は、どのように形成され、いかなる構造を有し、いかにして組織されていたのであろうか。かかる点を考察することは、過去の村落空間を再構成し、その歴史的变化を解明する歴史地理学にとって、極めて重要な課題といえよう。

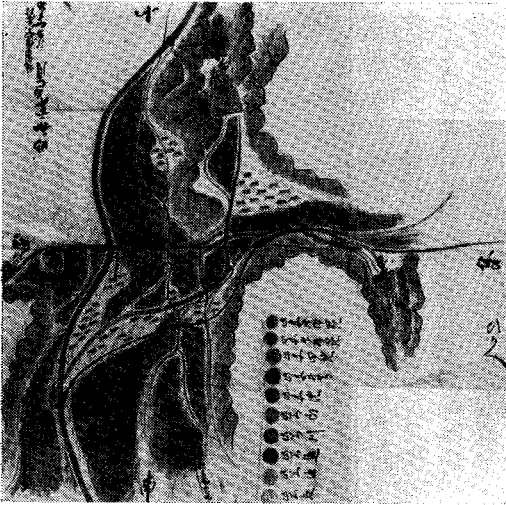
近世村落に関する「空間論」をみると、今までのところ、空間の主体たるイエやムラの社会集団を支柱にして、その広がりや空間的に画定し、その変化を明らかにする方向で進められてきたように思われる<sup>(1)</sup>。また、村落空間の分胞や統合の問題をダイナミックに把握する試みも行なわれている<sup>(2)</sup>。かかる研究においては、歴史地理学のみならず、村落地理学や社会地理学の分野からのアプローチによっても、多くの知見が得られた<sup>(3)</sup>。

これらの研究においては、村落空間を構成するいわばノラ・ムラ・ヤマの空間のうち<sup>(4)</sup>、主にムラの空間を中心として考察が進められてきた。本稿では、村の領域や、基本的かつ日常的な行動の展開された場である耕地空間を支

柱にして、村落の空間構造を再構成し、その歴史的な形成過程を明らかにしたい。

ノラないし耕地空間の復原に際しては、検地帳の土地分類が有効な証拠であったし<sup>⑤</sup>、今後もかかる方法を深化させる必要がある。しかしながら、本稿では、検地帳には表現されない、あるいは、それとはニュアンスを異にする村の領域に耕地、ないしは土地を復原することを試みたい<sup>⑥</sup>。この作業にとって、有効な史料は必ずしも多くはない。ここでは村絵図を再検討することによって、かかる問題にアプローチしようとするものである。

近世の村絵図には、単に景観要素の空間的配列すなわち空間形態のみならず、種々の情報が込められている。それ



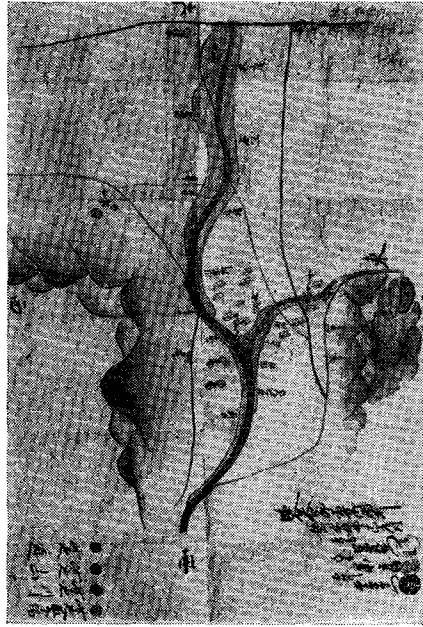
A. 明和2年 (1765)



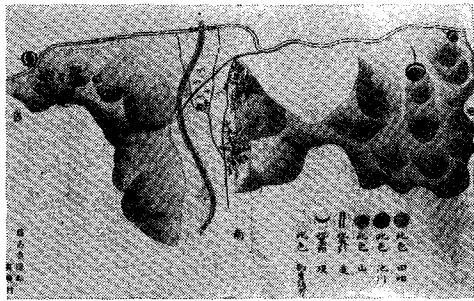
B. 明和9年 (1772)

は、絵図すなわち古地図が、当時の人々の生活世界、あるいはそれについての地理的知識の空間表現とみなされるからである。人間の自分を取りまく世界についての知覚は、それを表現するために用いる言語的範疇によって、大きく影響されるが<sup>(7)</sup>、広くコミュニケーション・システムの中で、古地図を解読することは、かかる知覚世界を解読し、表現された空間構造を再構成する試みでもある。

ところで、村絵図の基本的性格のひとつとして、作成目的がかなりの程度、明示されていることがあげられる<sup>(8)</sup>。すなわち、中世の荘園絵図等に比べると、近世の絵図には「凡例」<sup>コード</sup>が明示されているものが多い。これは、いわばなくてはならないものであって、村絵図の様式化のひとつである。発信者によってコード化され、受信者によってコー



F. 文化10年 (1813)



H. 明治初期

写真1 「真広村絵図」 (一部)

〔真広村区有文書〕

ド解読されるメッセージが存在するけれども<sup>(9)</sup>、様式として明示された「凡例」を解読するだけであれば、作成目的は解読し得ても、表現された情報の豊富な意味内容を解読することはできないであろう。

本稿では、作成目的つまり史料批判にかかわる凡例には、十分な検討を加えるけれども、それを含めた記号体系を解読することに努めた<sup>(10)</sup>。さらに、一葉の絵図、それはかなりの程度、時間的・空間的連続として表現されているとはいえ、ある特定の時の断面における「空間のスナップ・ショット」<sup>(11)</sup>であるから、その時点までの空間表現にとどまるものである。空間構造の歴史的变化、すなわち構造の連続は、歴史的史料の動態的な研究によって明らかにされる<sup>(12)</sup>。したがって、同一地域において作成時期の異なる複数の絵図が得られれば、それらを時系列上に配列し、通時的 (diachronic) な分析を行うことが可能である<sup>(13)</sup>。

本稿は、近世村落の空間構造、とくに村の領域や耕地空間を再構成し、その歴史的变化を、主に村絵図史料を検討することで明らかにしようとするものである。これによって、かかる考察にとっての村絵図利用の有効性<sup>(14)</sup>と限界に関する一つのモノグラフを提供したい。

## 二 「真広村絵図」の構成と分類

考察の素材として選ばれた村絵図は、播磨国赤穂郡の真広村におけるものである<sup>(15)</sup>。当村には、近世中期から明治初期にかけての大小一六葉の村絵図が残されている。もっとも、これらは採色絵図に限った場合であって、単色の絵図や川普請絵図等を加えるとかなりの数になる。

本稿では、紙数の制限上、採色絵図一六葉のうち八葉を中心にして考察したが、写真1にはそのうちから四葉を例

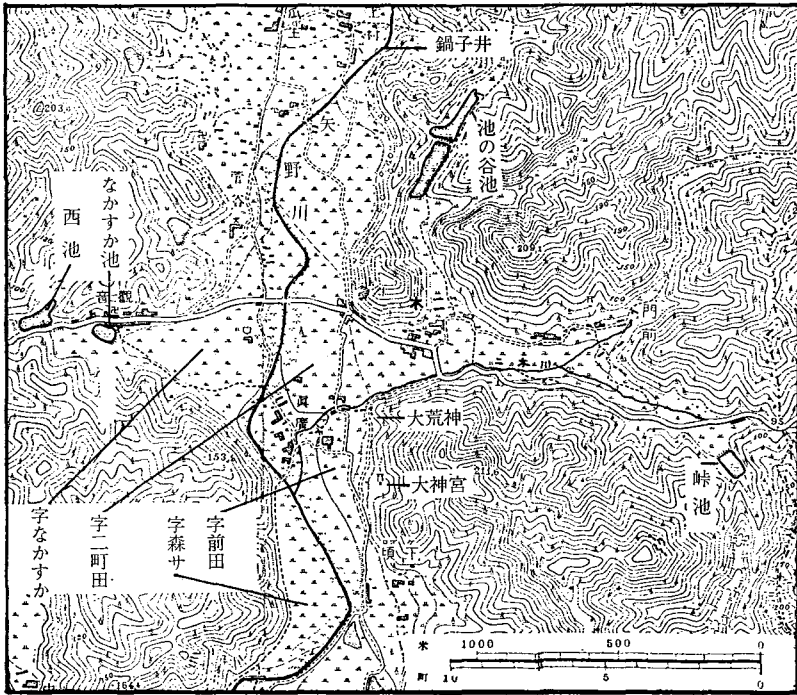


図1 真広村周辺の地形図  
 [明治28年測図, 同39年修正, 1:2万地形図「那波」を縮小]

示した。この選択に際しては、作成年代、作成目的、および表現内容を十分に考慮して行なったものである。

(一) 地域の概観

真広村は、現在の相生市矢野地区の一部を占める。当村は、千種川の一支流をなす矢野川が北から南へ構造谷を貫流し、その中流域に位置している。集落は、自然堤防上の微高地に疎塊村の形態をなして展開している。村域は、南北方向の狭長な構造谷と、東西方向のそれとの境界点にあるため、矢野地区の中にあつては、比較的広い平地が発達している(図1)。また、この東西方向の構造谷には、竜野街道が通じ、これは古代の山陽道に比定される道路であること、矢野川をはさんで両岸には、現氾濫原と一・五メートルの比高をもつ沖

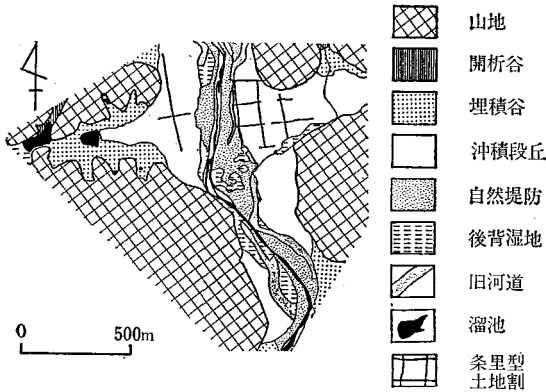


図2 真広村の地形分類図

〔高橋 学 (注16) を一部修正〕

積段丘が発達し、この段丘面には、条里型の土地割が一部確認される(16)こと(図2)、および中世には東寺領の矢野庄が展開していたこと(17)などを考えると、当地域の開発は、かなり古くまで遡ることができる。

近世においては赤穂藩領に属していたけれども、幕府預所としての支配を幕末まで受けた。慶長一四年(一六〇九)の古検では、村高四六七石七斗七升九合の村であった。戸口をみると、近世を通じて六〇戸内外で、多少の変動がみられるものの比較的安定していた(18)。先進的地域にみなされるが、史料でみる限り商品農業はあまり発達していなかったようである。村高は、近世後期には四八〇石余まで増加するが、かかる僅かな増加分は、後述するように、荒蕪地の切添的な新開によるもので、耕境の外延的拡大はほとんどみとめられない。

### (一) 「明和二年村絵図」の構成と分類

真広村の村絵図は、領域図と耕地仕訳絵図に大別されるが、これらは、村の明細的な性格も兼ね備えている。一六葉の村絵図の中で、最も古い時期の作成になるのは、(A)明和二年(一七七五)のものである(写真1—A)。まず、この絵図の分析を通して、本稿における絵図分析の具体的手法を提示したい。

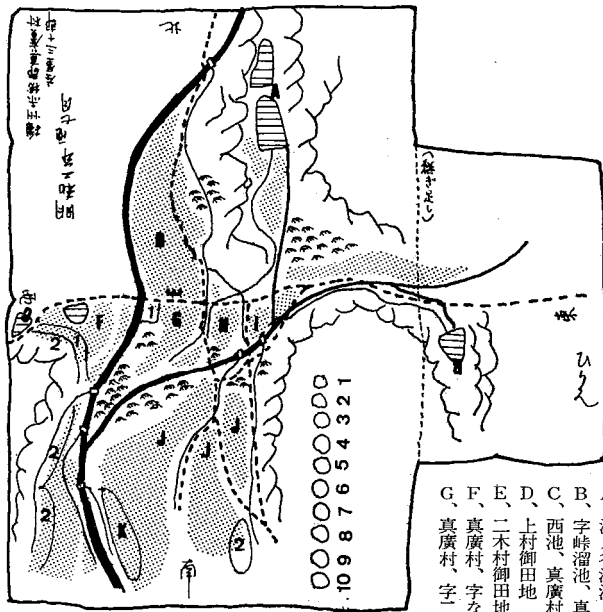
この絵図に表現したもの、すなわち作成目的を考察するために、「凡例」も含めた記号体系を表1に分類して示した。図3にみるように一〇の「凡例」のうち、道・川および山などのパスとリッジは(19)、本絵図の

91 近世村絵図にみる空間表現の歴史的变化

表 1 真広村絵図分類表

分類番号	1 A	2 B	3 C	4	5 D	6	7 E	8 F	9	10	11	12	13	14	15 G	16 H	
作成年代	明和二年 (一七六五)	明和九年 (一七七二)	天明三年 (一八二三)	寛政三年 (一七九一)	寛政三年 (一七九一)	文化元年 (一八〇〇)	文化六年 (一八〇九)	文化一〇年 (一八二三)	文化一四年 (一八二七)	文化一四年 (一八二七)	文政元年 (一八二〇)	文政七年 (一八二四)	弘化年間 (一八四四~一八四七)	明治初期	同左	同左	同左
原寸 (cm)	62 × 41	50 × 47	65 × 92	45 × 42	63 × 91	28 × 41	56 × 39	34 × 39	33 × 46	32 × 46	33 × 48	55 × 59	54 × 59	55 × 59	40 × 55	28 × 39	
文字注記	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
点的記号	屋敷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	高札 郷藏 神宮 井堰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
線的記号	道川 溝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	村境 字境 堤防	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
面的記号	山池 田畑	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○	○○	○○	○	○○	○○	○○	○○	○○	
	新田 荒成 林敷 普取		○		○	○	○	○				○	○	○	○	○	
「凡例」数	10	7	7	4	5	5	5	4	5	5	4	8	8	8	9	6	
主題・その他	領域「一片作地」	領域「荒所」	領域	立会池争論	林成敷成絵図「段免地」	領域	領域「御普請所」	取下場絵図	領域	領域「簡略」	領域「簡略」	耕地仕訳絵図「下図」	耕地仕訳絵図「下図」	耕地仕訳絵図「下図」	耕地仕訳絵図	領域「一部絵画表現」	

注) 分類番号中のアルファベットは、本文で考察した8葉の絵図を示す。  
絵図の寸法は、cmの概数



- |          |           |       |
|----------|-----------|-------|
| 1. 片作ノ田地 | 2. 五分通ノ田地 | 3. 田地 |
| 4. 井七キ   | 5. 池      | 6. 山  |
| 7. 川     | 8. 道      | 9. 溝  |
| 10. 家    |           |       |

- |                  |
|------------------|
| A、池ノ谷溜池、二木村真廣村立会 |
| B、字崎溜池、真廣村「二木村立会 |
| C、西池、真廣村小河村立会    |
| D、上村御田地          |
| E、二木村御田地         |
| F、真廣村、字なかつか      |
| G、真廣村、字丁田        |
| H、真廣村御田地         |
| I、二木村御田地         |
| J、字新田            |
| K、字新田            |

図3 明和2年(1765)村絵図の構成(写真1-A参照)

基本的構図を決定している。また、凡例の最初にあげられた「片作ノ田地」と「五分通ノ田地」の面的記号に有徴性が見出される。片作の田地とは『地方凡例録』にみる「片毛作」の田地を指し、裏作としての麦の作付ができない深田に分布するのが一般的である(20)。また、「五分通ノ田地」とは、「五分取」の田地を意味するものと考えられる(21)。

この耕地の土地条件については不明であるが、片作地に近接していることから、同様な地形環境にみられるものと判断される。すなわち、それは平地と山地の交界部付近の山裾や、矢野川のバック・マーシュに分布が限定されている。

ところで、この絵図に表現したものの、すなわち主題は、関連文書が残されていないので速断はできないが、おそらく、この二つの耕地を明示することにあつたのであろう。しかしながら、表現された情報の意味内容は多様である。それは、諸記号が隣接する二



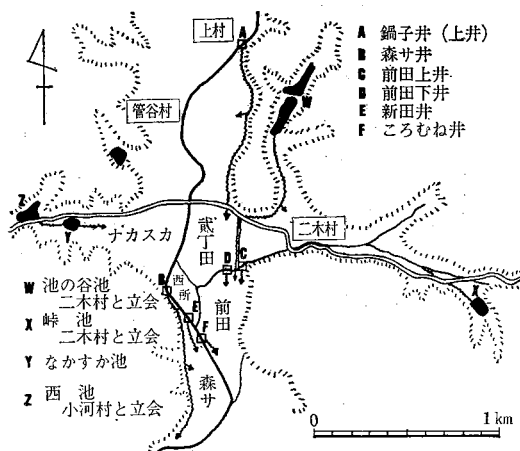


図 4 真広村における近世の幹線用水

木村と上村にまで配置されていることに代表される。すなわち、これは真広村の領域を明示するためのものにほかならないことに気づくのである。

まず、真広村の田地を灌漑する用水の井堰の分布をみると、図4にみるように、河川灌漑と溜池灌漑に大別される。このうち、上田が最も卓越する安定耕地は、沖積段丘上の字「二町田」に展開しているが、ここは矢野川と一・五メートルの比高があるため、真広村地内で直接取水することができない。そのため、矢野川上流の上村地内、字「鍋子」に設けられた井堰から取水している。

この鍋子井(現「上井」)は、①上村字鍋子、②二木村字京明、③真広村字二町田を灌漑するが、これは寛政四年(一七九二)以降、現代まで続いてきた慣行である<sup>(22)</sup>。しかしながら、寛政四年までは③の真広村字二町田に、まず最初に灌漑されており、刻割(時間)番水にもとづいて強固な水利秩序が形成されていた<sup>(23)</sup>。この水利慣行は、かなり以前にまで遡及できるものと考えられるが、下流の真広村に最も優先的な水利権が与えられていたことは、当村の開発を考える上で興味深い。かかる水利権が上村地内にある鍋子井堰と密接に関連するために、村の領域の一部として、この場所が絵図に表現されたものと考えられる。

また、二木村の「池の谷」の記載も、この谷が真広村の字「前田」の段丘上を潤す水源であることから、二木村の家敷や田地を

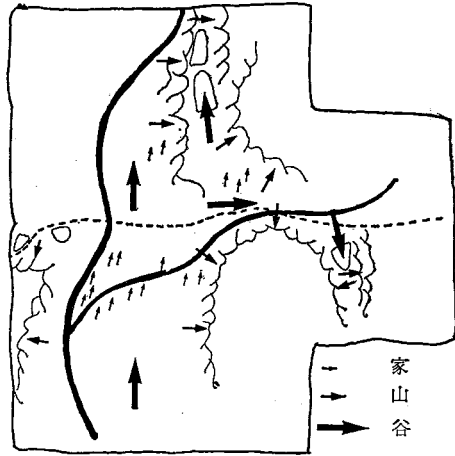


図5 明和2年(1765)村絵図の視点

権は両村の立会として決着をみていることから(24)、少なくとも、明和二年以降、同四年までの間に継ぎ足されたものと考えられる。

次に、本絵図の視点、すなわち諸事物の方向をみると、図5のように、①矢野川の谷筋に沿う北方への視点、②それと直交する谷筋に沿う東方へのもの、③そこから北方へのもの(字池の谷)と南方へのもの(字峠)の三つに大別される。これらの視点から判断して、本絵図は放射空間的に展開する表現形態をとっており、領域図的性格を有していることが、この点からも補強される(25)。この場合、真広村自村の領域に限らず、この時点における隣村との領域関係を含めた、かなり広域的な領域を表現したものとみなされる。

示したものと思われる。この池は二木村の領域内にあるが、真広村との立会池であり、真広村の領域表現にとって重要な場所である。

同様に、東端の「峠池」は、本紙への継ぎ足し部分であるが(図3)、ここにおける文字注記、「字峠、真広村二木村溜池立会」の筆致と向き、および採色の色調が、本紙と相違していることからして、後に継ぎ足されたものと思われる。それは、この場所がもともと真広村に帰属する土地であったけれども、溜池の水利権を共有する二木村との間で、独占的水利権を主張する争論が起り、溜池を含めた字峠の土地争論にまで展開したためであろう。絵図作成の二年後、明和四年(一七六七)に字峠の領有権は真広村に、峠池の水利

以上のような考察を残る一五葉の絵図を対象に行ない、表1にそれを分類して示した。これをみると、真広村絵図の主題は、領域図と耕地仕訳絵図に大別されるが、そのみならず、これらに高札場や郷蔵および宗教施設等のランドマークが記入されると、それらは村の明細図としての機能を備えることになる。近世の村絵図は総じて細見図的であり、領主の交替時には明細帳とともに差出されたり、あるいは控として村に長く保存される<sup>(26)</sup>。そして争論が起った時には「村定」や「覚」などの証文と同じように、後世まで証拠として重要な意味を担うようになる。

### 三 空間構造の歴史的变化

ある特定の時期に作成された絵図は、それ以後のものにさまざまな影響を与える。すなわち、村絵図作成の時点で作成目的にかかわらず、過去に描かれた絵図が表現内容や方法に、意識的に、あるいは無意識に規制を与えることが少なくない。とりわけ、ある一定の文脈において意味の付与された場所を表現する場合に、かかる点が影響するであろう。この史料それ自身が備えている自己規定の性格<sup>(27)</sup>は、記号や構図などの空間表現における連続と不連続にあらわれる。

#### (一) 領域表現の歴史的变化

明和二年(一七六五)の村絵図にみる村の領域表現は、まさに村の用水取水地としての矢野川上流に設けられた井堰と、支谷の溜池を明示するためのものであった。すなわち、水を得る場所は、たとえそれが他村の領域内であろうとも、自村の領域にとって極めて重要な構成部分をなす。かかる領域認識を絵図上に表現し確認する手続きが重要なのであり、これによって共通の領域認識が形成されると、後の絵図においては必ずしも表現される必要性は少なくな

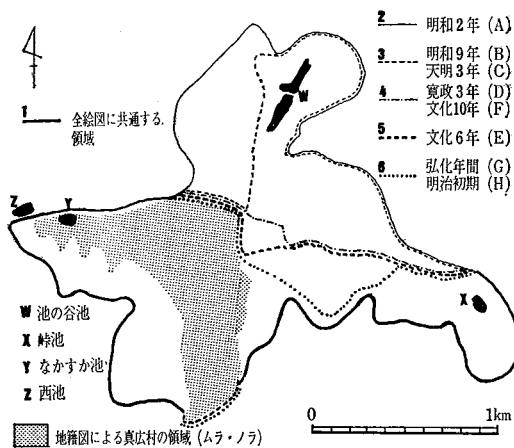


図6 村絵図にみる村落の領域表現の歴史的变化

る。図6にみるように、(B)明和九年(一七七二)と(C)天明三年(一七八三)の村絵図が、基本的に(A)明和二年の村絵図における領域表現を継承しているのは、かかる確認の手續きの連続とみなされよう。さらに、その表現は(A)から(C)に向うほど簡略化し、(D)寛政三年(一七九一)以降の絵図では、池の谷すなわち二木村の領域は記載がみられなくなっているのがわかる。しかしながら、この時期から現代に至るまで、真広村における池の谷池の水利慣行は依然として続いてきている(28)。

これに対して、東端の字峠は全絵図を通して描かれた場所である。ここは先述のように、元来、真広村に帰属する領域であるが、矢野川谷とは離れた飛地的な周縁の場所であり、二木村にも峠池の水利権があること、そのために、明和年間には争論を起していることなどの点から、常に描き続けねばならない場所である。

しかしながら、この場所についての表現内容をみると、明和年間の絵図と必ずしも同じ文脈で描かれてはいないことがわかる。それは、①矢野川谷と字峠との距離(実際は約一・六キロメートル)が著しくせめられて表現されているもの(図6(E)・(F))、②竜野街道と字峠とのそれが(実際は約一〇メートル)著しく拡大されているもの(図6(D)・(F))の二点に認められる。

かかる点は、基本的には絵図のもつ主題表現にかかわる問題であ

る。

すなわち、後述するように、(D)寛政三年(一七九一)、(E)文化六年(一八〇九)および(E)文化一〇年(一八一三)の各絵図は、それぞれ「林成・藪成」・「段免」(D)、「御普請所」(E)、および「起返取下场」(F)を表現したものであり、基本的には矢野川とそれに合流する二木川の河川沿いに関する地理的知識を表現したものである。

したがって、村絵図の諸記号や構図は、ほとんどが河川を中心にして決定されている。そのため、字峠や河川流域に種々の表現上の歪みが見出される。しかしながら、これはかかる作成目的のためだけによるものではない。それはこの段階において、すでに現実として村の領域が画定していたこと<sup>(29)</sup>、そのことが逆に、先の作成目的に従って表現を歪めた領域であっても支障はなく、村の領域についてさほど注意を払う必要のない状況を示しているのである。したがって、これはスタティックな安定を有する領域認識を表現したものと考えてよからう。

そして、弘化年間(一八四四—一八四七)と推定される村絵図<sup>(30)</sup>と、(田)明治初期のものは、現実の領域と極めてよく整合する。これは地図的表現における進化論的な図式でとらえるよりも、むしろ領域認識の歴史的な形成過程の表現であるとみなされる<sup>(31)</sup>。

### (二) 土地および耕地分類の歴史的变化

ここでは「耕地仕訳絵図」を例に、耕地(ノラ)空間において耕地を仕訳ける、つまり土地を分類して表現することについて考察を加えたい。それは検地帳以後において、検地帳の土地等級分類ではとらえられない、あるいはそれとは意味あいを異にする耕地の分類を、絵図に表現された限りで復原することによって、より村人の意識に近い耕地空間を明らかにすることである。

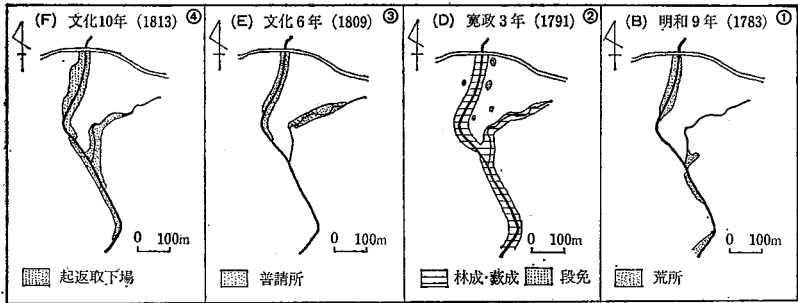


図7 村絵図にみる河川流域の土地表現

(A)明和二年の絵図においては、先述のように、一般の田地と区別されていた分類は、この絵図に限られ、後の絵図は、全て河川流域における「荒所」と、それに対しての対応が記号化されている。

まず、(B)明和九年(一七八三)の絵図において、最初に「荒所」が描かれている(図7—①)。史料で確認される限りに於いて、矢野川は度々氾濫している。かかる氾濫によって、安定耕地をなしていた沖積段丘上には、ほとんど被害は認められないが、現氾濫原は「押掘」や「砂入」の被害を受けることが多かった<sup>(32)</sup>。その場合に「普請目論見帳」や「普請出来形帳」が普請絵図とともに提出されている<sup>(33)</sup>。かかる状況は矢野川の荒れ川の荒れ川の性格とともに、川除普請が進展していないことを物語っている。堤防が築かれて河道が固定されるのは、弘化年間になってからである。

ところで、かかる「荒所」は、村落住民にとっていかなる意味をもつのであろうか。いうまでもなく、このような場所は、荒所すなわち「川欠」の場所であるから、「高の内引」つまり減免の土地である。年貢率が固定し、耕境の外延的拡大が終了した村落にあっては、高の内引きに対する意識は極めて重要である。この絵図以後のものにおいては、かかる「荒所」の記号が微妙に表現と意味内容を変えて推移してゆく。



写真 2 川普請絵図の一例 (安永7年：1778)

一般に、高の内引きは「郷藏敷引」、「堤敷引」、「溝代引」等の人工施設に対する「年々引」と、「荒地引」、「川成引」、「池成引」、「川欠引」、「砂入引」等の災害地に対する「連々引」との二つに大別される<sup>36</sup>。寛延年間以降に一般化した「有毛検見法」の下では、検見役人にかかる内引きの土地を明示することが必要であった。この情報は、村から検見役人に「検見内見帳」と村絵図を一組として提出されるのが一般的であった。

寛政二年（一七九〇）の「御検地之改書上帳」には、この年「前々川欠石砂入山崩等之荒地之分、取下ヶ起返并林敷成被仰付候之分」として、二八石四斗三升九合（二町三反三畝）が連々引となっている<sup>35</sup>。かかる荒所は、検見成に際して安定耕地（「御田地」）と区別されて詳細に表現される。これが耕地仕訳図であるが、その作成方法はかなり様式化されており<sup>36</sup>、その内容は村の明細図と極めて類似する。したがって、耕地を仕訳するという主題にもとずいていても、必ずしもそのみに限定されず、耕地空間に視点の中心を据えながら、耕地を分節化し、村落空間を表現している。耕地空間の中でも、とりわけ最も仔細に表現されねばならないのは、前述の高引きの土地である。

図7にみるように、(B)明和九年の絵図における荒所は、(D)寛政三年（一七九一）の絵図では「林成・敷成」の場所となっている（図7—②）。それは先の「荒地之分取下ヶ起返并林成敷成・被仰付候之分」とあるように、「起返

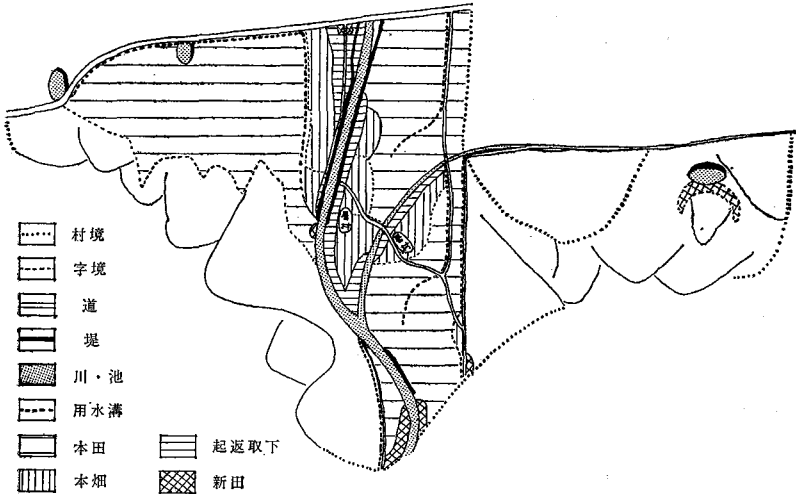


図 8 弘化年間 (1844~48) の村絵図  
注) 文字注記は省略した。

し」すなわち荒地の再開発を意味している。したがって、荒所は災害地であって高引きの土地であると同時に、再開発の土地として評価されていることがわかる。もちろん、かかる評価は検見役人のみならず、村人にも想定されよう。

ところで、この荒所の起返しは、川除と堤防を築くための普請という手続を必要とするから、耕地仕訳絵図とは別途に、普請目録と普請絵図を普請役人方に提出せねばならない。この絵図は、まさに川を治めるために描かれるから、耕地仕訳絵図とは全く異なった文脈で描かれた。写真2にみるように、この絵図には、荒所は記載されずに、矢野川の極端なメアンダーと、河道に沿う屋敷群および背後の「御田地」が描かれている。ここから、イエとムラにとつての矢野川に対する脅威にも似た意識を統みとることも可能であろう。

矢野川に対するイメージ(37)には、普請絵図にみるように、災害を及ぼす川という意識と、堤防を築いて川を治め荒所を再開発するという行動をとることで、潜在的耕地とみなすような評価のパーセプション(38)の二面性がみられるように思われ



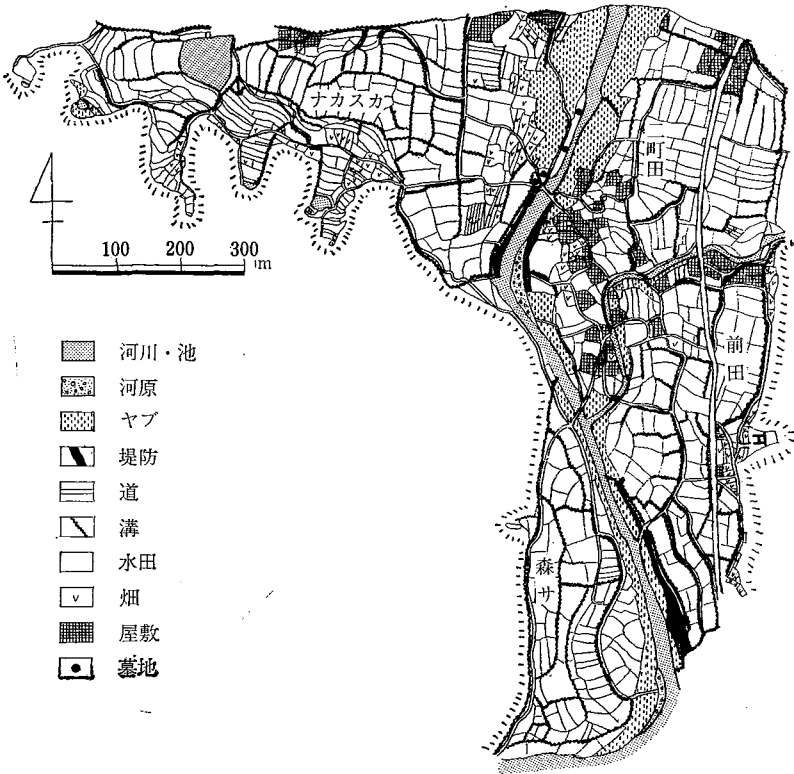


図 9 明治28年の地籍図にみる土地利用

る。いずれにせよ、安永年間以降の断続的な川普請（ムラ仕事で行なわれたであろうが）によって、(B)の村絵図以降にみられた混沌としたムラとノラの空間は、しだいに組織化されてゆく。図8にみるように、弘化年間の絵図では、矢野川のゆるやかな曲流と、それを可能にした堤防の線の記号によって、整然とした土地利用空間に分節化されているのがわかる。すなわち河道を中心として、兩岸における堤防、起返取下地、本畑および本田のシンメトリックな空間がそれにあたる。かかる村落空間は、図9に示した地籍図とほぼ整合するが、起返取下の土地は「ヤブ」として表現されている(30)。

## (三) 点的記号と象徴表現の歴史的变化

最後に、絵図上の点的記号および象徴の表現から、村落の空間構造について可能な限り考察を加えよう。

まず、屋敷の表現をみると、弘化年間の耕地仕訳絵図における「居村」という文字注記による表現(図8)以外、すべての絵図に形としての屋敷を記号化している。これは、(A)明和二年の絵図における表現を基本的に踏襲し、自然堤防上に疎塊村の形態で描かれている。しかしながら、これはイエヤマの表現とはいい難い。当村における小地域集団は「所」と呼ばれ、「五反田所」、「西所」、「東所」、「河原所」の四つから構成される<sup>(40)</sup>。また、天明年間においては三二の五人組がみられるが<sup>(41)</sup>、村絵図においては、かかるイエヤマの空間的単位を統みとることができない。

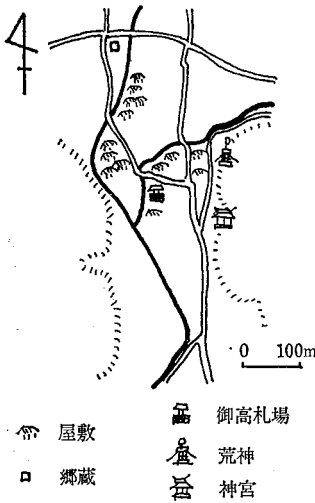


図10 村絵図にみる点的記号と象徴

同様のことは、「荒神」のシンボルからも述べることができる。すなわち、矢野川流域諸村においては、一般に野神としての荒神が各小地域集団単位に祀られることが多いが、真広村絵図の場合、荒神を統合する大荒神が、(C)天明三年、(E)文化六年、文化一四年および(田)明治初期の各絵図に一つづつ記されているのみである。しかしながら、図10にみるように、かかる荒神や神社が山裾に位置し、ノラとヤマを区切る境界に位置している<sup>(42)</sup>。したがって、このシンボルは、それ自身で一つの機能を有していたことに間違いはなからう。いずれにせよ、ムラ空間の考察にとつて、村絵図の利用には限界があるように思われる。

次に、上意下達のコミュニケーションの媒体として重要であった「御高札」は、「藩政村」のランドマークとして位置づけられ、村請制の村落体制を示す御蔵は、年貢の搬出に容易な道路のノードに配置されている。これらのランドマークは、従来の景観復原研究において等閑視されてきたものといえよう。

また、村落の景観要素として重要な送葬の墓地は、全ての絵図に描かれていない。これはおそらく、当村の墓地が矢野川の河原近くにあったために(図9)、一般の村境にある場合とは、その性格を異にするためと考えられる。しかしながら、不浄な場所を村はずれに置くということ、河川沿いに置くことは、同じ文脈で理解される。すなわち、後者は不浄なものを河川によって流し去ることに通じるものであって、遠ざけることには変りがないのである。

これらの記号や象徴の空間形態から、空間構造を問うことも可能であろうが、現段階では十分な考察に及んでいない<sup>(4)</sup>。いずれにせよ、かかる空間形態が居住の連続性と相俟って、極めて連続的に把握されねばならないものであることは論をまたないであろう。

#### 四 おわりに

本稿では村絵図にみる空間表現の通時的な分析を通して、村の領域や耕地空間を支柱に、村落の空間構造の歴史的变化を考察した。具体的には、村の領域表現からそれが形成されてゆく過程と、耕地と土地の分類表現から荒所の再開発を経て、耕地空間が組織化されてゆく過程を論じた。

真広村絵図は領域図と耕地絵図に大別されるが、いずれも村の明細図としての意味が付与されており、豊富な情報が表現されている。そのうち、絵図にみられる村の領域表現の歴史的变化は、検地以降における村の領域を絵図に描

いてゆくことで確認してゆく手続であったと見なされる。

また、検地以降の村人の耕地に対する関心は、必ずしも検地によって等級づけられた耕地にのみ向けられたのではなく、村落の置かれた歴史的条件にもとづいて、河川流域の減免地に細かな意味づけを行なっていたことが明らかになった。近世の村落空間には、まさにこのような意味づけられた空間がみられたのであり、これは村絵図に表現された限りで明らかにされた。ここに村絵図利用の有効性が認められよう。また、制度としての近世村落にとって重要なランドマークである御高札や御蔵は、村絵図からはじめて明らかにされよう。

しかしながら、主体としてのイエやムラの空間的把握については、必ずしも十分に論を尽してはいない。実は、かかる点が村絵図利用における一つの限界を示すものに他ならないであろう。この点に関して、さらに検討を加えることが残された課題である。

いずれにせよ、村絵図に表現された情報の意味内容を考察することは、近世村落の空間構造を把握するための一つの素材となり得るであろう。

△付記▽ 本稿は、歴史地理学会第二七回大会において口頭発表を行なったものに加筆訂正したものである。本稿の作成にあたり、終始、御指導を頂いている谷岡武雄先生、日下雅義先生をはじめとします立命館大学地理学教室の先生方、ならびに、多くの御批判を頂いた葛川絵図研究会の会員諸氏、そして史料に関して御尽力を下さいました大阪商業大学の富岡儀八先生、相生市史編纂室の皆様にお礼申し上げます。また、本稿の素材は、もともと矢野川流域の水利慣行に関する長期の共同調査にもとづいている。ここにおいて、徳島大学の平井松午氏、立命館大学大学院の高橋学氏には水利慣行、村落および地形に関して、多く御教示を頂いた。誌上を借りて深甚の意を表します。

## 注および参考文献

- (1) たとえば、石原潤「集落形態と村落共同体―特に讃岐の事例を中心に―」人文地理一七―一、一九六四、山澄元「毛利藩政村の一考察―知行制と共同体―」人文地理一八―三、一九六六、野崎清孝「奈良盆地の村落構成」奈良大学紀要六、一九七七、などがあげられる。
- (2) 上原秀明「農村社会の空間構造とその変容に関する一考察―甲斐国を事例として―」人文地理三四―六、一九八二、五十嵐勉「近世山村における耕地開発と村落構造―越後国頭城郡下平丸村―」人文地理三五―五、一九八三、
- (3) 橋本征治「散居村における社会構造の地理学的研究―礪波における事例―」人文地理二二―六、一九六九、山野正彦「丹波山地における村落の空間形態とその内部構造」人文研究二八―二、一九七六、浜谷正人「村落社会の地域史論―ムラの拡大・統合を中心にして―」山形大学紀要(社会科学)八一―二、一九八〇、平井松午「丹波高地東部における宮座と村落構造―京都府京北町矢代地区を例として―」人文地理三二―五、一九八〇、などがある。
- (4) かかる空間の構成論は、近年、民俗学者によって提示されたものである。福田アシオ「村落領域論」武蔵大学人文学会雑誌二二―二、一九八〇、松崎憲三「村落の空間論把握に関する事例的研究―千葉県海上町倉橋を事例として―」国立歴史民俗博物館研究報告第二集、一九八三、
- (5) 大脇保彦「土佐における近世初期の村落について―長宗我部地帳による若干の考察―」人文地理一七―一、一九六四、
- (6) かかる土地分類は、民俗分類にまで発展させるためのひとつの試みでもある。
- (7) エドモンド・リーチ(青木保・宮敬造訳)『文化とコミュニケーション』紀伊国屋書店、一九八一、七二―七八頁。
- (8) 木村東一郎『村図の歴史地理学』日本学術通信社、一九七九、
- (9) Harley, J. B.: 'Historical geography and its evidence: reflections on modelling sources', (Baker, A. R. H. and Mark Billinge (eds.): *Period and Place: Research Methods in Historical Geography*, Cambridge University Press, 1982), pp. 261~273.
- (10) 絵図分析の基本的枠組は、葛川絵図研究会の手法に依拠している。葛川絵図研究会「葛川絵図にみる空間認識とその表現」日本史研究二四四、一九八二、同「絵図を読む」地理二九―一―五・七、一九八四、

- (11) *ibid.* (9)
- (12) *ibid.* (9)
- (13) 谷岡武雄「歴史的空間組織のシンクロナック分析とダイアクロナック分析」(『歴史地理学』古今書院、一九七九、一四頁、
- Simms, A.: 'Cartographic representation of diachronic analysis: the example of the origin of towns,' (Baker, A, R. H. and Mark Billinge, (eds.): *ibid.* (9) pp. 289—300.
- (14) 古地図研究の新たな展開は、久武哲也「岩絵地図と砂絵地図」甲南大学紀要(文学編)三二、一九八〇、をはじめ、葛川  
絵図研究会(前掲(10))、矢守一彦「古地図と風景」筑摩書房、一九八四、などがある。
- (15) 真広村蔵文書、以下、とくに注記のない限り、引用史料は真広村蔵文書である。
- (16) 富岡儀八・平井松午・高橋学・五十嵐勉「矢野川流域の澆灌水利慣行と村落」(人文地理学会・歴史地理部会発表要旨)、  
人文地理三四一六、一九八二。なお、沖積段丘とは、過去一万年前に降に形成された比較的新しい段丘をさす。
- (17) 宮川満「播磨国矢野庄」(紫田実編『庄園村落の構造』創元社)一九五五、一一一—一九六頁。
- (18) 寛政七年卯月「村中屋敷御吟味ニ付家間数改帳」、寛政二戊年「御検地之改書上帳(石野俊次氏蔵文書)」
- (19) ケヴィン・リンチ(丹下健三・富田玲子訳)『都市のイメージ』岩波書店、一九六八、
- (20) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』近藤出版社、一九六七、卷之二下、「両毛作・片毛作之事」。
- (21) 『地方落穂集』、日本経済叢書第九卷一六八。
- (22) 前掲(16)
- (23) 寛政四年(一七九二)「用水出入内湧取替証文之事」(二木村蔵文書)には、  
(前略)
- 二木村真広村右鍋子井堰用水之儀七ツ割番水之旨申立上村々ハ割方番水之儀……用水十番ニ割明六ツ時ハ晚七ツ時迄を一番と  
定書番々四番迄を真広村字式丁田六町三三反五畝廿口江引取……(後略)とある。
- (24) 明和四年「相渡置一札之事」、同年「済口一札之事」

- (25) 前掲(10)
  - (26) 前掲(8)
  - (27) ibid(9)
  - (28) 前掲(16)
  - (29) 史料で見る限り、明和年間以降、境争論はみられない。
  - (30) 作成年代は記されていないが、領主と庄屋の記載からみて、弘化年間のもものと推定される。
  - (31) 前掲(10)
  - (32) 古地図にみる河川災害については、伊藤安男「古地図よりみた輪中災害」歴史地理学紀要二二、一九七九、八五〜一〇二頁、に詳しい。
  - (33) 寛政元年「酉八月御普請出来形帳」には、  
 矢野川筋  
 一、川除石堤切所延長百四拾九間……  
 此石貳百八拾九坪七合  
 此人足貳千貳拾七八
- 同所
- 一、川凌長百五拾間 ……(後略)
- などと記され、安永期から寛政期にかけて、普請目録が最も多く出されている。なお、かかる普請絵図については、木村東一郎「村の水害対策と村絵図」前掲(8) 一〇九〜一二二頁に詳しい。
- (34) 『地方凡例録』巻之六上、「高内年々引之事」、「高内連々引之事」
  - (35) この他、文政一〇年、嘉永七年に「起返取下場起返高反別帳」(石野俊次氏蔵文書)にも記載がみられる。
  - (36) 『地方凡例録』巻之三上「横見仕法之事」。
  - (37) 河川に対する知覚については、小野寺淳「北上川航路図にあらわれた船頭の自然知覚」(千葉徳爾編『日本民俗風土論』

弘文堂、一九八〇)によって提示されている。

- (38) Downs, R. M.: *Geographic Space Perception, Past Approaches and Future Prospects, Progress in Geography*, 2, 1970, pp. 65~108.
- (39) 明治期における「ヤブ」地は、農間余業としての竹細工用の竹材を供給する土地として、近世期とは別の意味が付与されている。
- (40) 前掲(16)
- (41) 天明六年「播磨国赤穂郡真広村五人組帳」(石野俊次氏蔵文書)。
- (42) 前掲(4)
- (43) かかる点に関連するテーマに、上原秀明がアプローチを試みている。上原秀明「村落空間に関する歴史地理学的研究―村境論によせて―」(人文地理学会、一九八三年度大会、発表要旨)。